

優良建築物等整備事業取扱要綱

(総則)

第1条 優良建築物等整備事業の取扱いについては、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号建設省住宅局長通達）及び優良建築物等県費補助採択基準（平成6年6月23日付け都整第456号通知）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(条件)

第2条 本市が優良建築物等整備事業として認めるための条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市のまちづくりに貢献する土地利用計画及び施設計画であること。
- (2) 建築物は、耐火建築物であること。
- (3) 空地の配置、整備の内容及び建築物の形態については、市との協議の結果によるものであること。
- (4) 建築物の用途は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する風俗関連営業の用に供するものでないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 優良再開発建築物整備促進事業取扱要綱（平成4年3月27日制定）は、廃止する。